

2025 年度事業計画

I.子どもの心の居場所であるための質の向上と実施体制の強化

子どものエンパワメントを保障し、意見形成支援するために
担い手の質の向上および増員に取り組む

(1)エリア会議の実施 定款(4)

- ①年 3 回実施する。(9 月、1 月(他 1 回))

(2)統一番号フリーダイヤル(0120-99-7777)の実施 定款(2)

- ①毎日 16:00～21:00 まで全国の実施団体と協働で統一番号フリーダイヤルを実施する(通年)
- ②適正発信数に併せて実情にあわせてかつ安定した回線数、16:00～21:00 以外実施の検討をする(通年)
- ③必要に応じて迅速に「おとなの妨害電話」対策を行う(通年)
- ④子どもかもしれない「無言・ワン切り頻回」電話への対応について決定する
- ⑤妨害電話が多い可能性がある「非通知」電話について調査し、検討する

(3)ネットでんわの実施 定款(2)

- ①毎週月曜日、第 1 木曜日 16:00～21:00 ネットでんわを実施する(通年)
- ②実施曜日の増設、体制の拡充を目指す
- ③新規参加団体向け説明会・接続テストを実施(随時)し参加団体を増やす(通年)
- ④必要なシステムの改修について検討する(通年)
- ⑤必要に応じて迅速に「おとなの妨害電話」対策を行う(通年)
- ⑥普及のための改善策を検討する

(4)オンラインチャット実施 定款(2)

- ①毎週月曜日～土曜日 16:00～21:00 全国の実施団体と協働でオンラインチャットを実施する(通年)
- ②早期に日曜日常設実施を目指す
- ③必要に応じて事業妨害についての対策を検討する(通年)
- ④必要なシステム改修について検討する(通年)

(5)データベースから実施団体が自地域(都道府県)の子どもの「声」を受け取ることができる仕組みを検討する(通年) 定款(2)

(6)意見交換会実施 定款(2)

- ①電話に係る意見交換会を実施する(7 月)
- ②チャットに係る意見交換会を実施する(8 月)
- ③運営者意見交換会を実施する(12 月)

(7)「つぶやく」で子どもの声をうけとめる 定款(2)

- ①365 日 24 時間 HP 上の「つぶやく」で子どものつぶやきを受けとめる(通年)
- ②受けとめた子どもの声を分析し、社会発信する(通年)
- ③無作為抽出の 50 件程度を毎月「みんなのつぶやき」として公開する(通年)
- ④希望する実施団体と「つぶやき(公開してもよい)」を共有する。ただし、セキュリティ、秘密保持のための覚書を交わす(通年)

(8)「チャイルドライン夏の全国キャンペーン」の実施 定款(2)

- ①夏休み明け前後の子どもたちが不安定になる時期に子どもの声を受けとめるキャンペーンを行う

期間: 2025 年 8 月 22 日(金)～9 月 4 日(木)

＜フリーダイヤル＞15:00～22:00 に時間延長して毎日実施

＜ネットでんわ＞8 月 22 日(金)～8 月 28 日(木)15:00～22:00 毎日実施

＜オンラインチャット＞15:00～22:00 毎日実施

(9)担い手増員のための実施団体支援 定款(3)

- ①新規団体の立ち上げを支援する

ひとりでも多くの子どもの声に耳を傾けるために、新規団体の立ち上げを支援する(通年)

立ち上げ後も状況に応じて、フォローアップ支援をする

- ②実施団体への研修支援をする

全国の担い手が減少している現状を受け、実施体制強化を目指し、担い手養成のための研修事業を支援する(受け手・支え手の養成・継続研修)(通年)

- ③研修動画ツールを制作する

養成講座の座学部分や継続研修に利用できる動画を制作し、実施団体に提供する

(10)エリア研修 定款(3)

- ①自死予防の視点で、エリアにおける情報共有、スキルアップを図る(通年)

(11)全国研修 定款(3)

- ①子どもの生きやすい社会をめざして、子どもの現状や社会課題、チャイルドラインの課題や社会的役割について学びを深める(11 月)

II.「子どもの声」の生きやすい社会をめざした発信の強化

子どもの声の分析力、発信力を高め、

国や地域において子どもの声に基づく啓発、提言など社会発信に取り組む

子どもに関する社会課題解決に向けて子ども参加を促進する

1.「チャイルドライン」「子どもの権利」の広報・啓発 定款(1)

(1)実施団体の広報活動を支援する(通年)

- ①カード・ポスターを作成し、申し込みを受け付ける

- ②新規実施団体の広報を支援する

(2)夏の全国キャンペーン広報用ポスターを作成し、実施団体に配布し、追加申込を受け付ける

- ①SNS を利用するなど、カード・ポスター以外の広報に努める

(3)「チャイルドライン月間」としてキャンペーンを実施する(11 月)

- ①実施団体と協働で、子ども・おとなを対象に「チャイルドライン」「子どもの権利」などについて広報・啓発する

(4)すべての子どもたちに広報する手立てを検討し、実施する

- ①空白地の子どもへのカード・ポスターを配布する(通年若しくはキャンペーンと連動)

立ち上げフォローアップ地域の子どもの広報も視野にいれる

- ②児童館、フリースクールなど子どもに関わる施設に広報する。

- ③SNS や広報動画などを利用し、カード・ポスター以外の広報・啓発に努める(通年)

(5)ホームページの充実を図る

ポータルサイトとしてホームページを運営し、充実を図る(通年)

- ①電話・チャット・つぶやくなどの入口、意見表明の受け皿、情報提供機能、おとなへの啓発、子どもの権利の周知に活用する
- ②子ども、おとなへの啓発をかねた広報の場として、また子どもの意見表明・社会参加の場として活用できるよう見直しを行い、充実させていく(通年)

2. 子どもの声の社会発信 定款(6)

(1)子どもの声をデータベースに集積する

- ①社会状況に応じたデータ分析を行うためデータベース改修について検討する(通年)
- ②データ集積のためのデータベース入力費用を支援する(通年)

(2)定期的に子どもの「声」の分析を行い、迅速な共有、発信を進める

- ①トラヒックデータを集計し実施団体と共有する(通年)
- ②3ヶ月毎、及び必要に応じてデータ分析し、発信する(通年3ヶ月毎)
- ③各種キャンペーンなどの実施報告、事業のまとめを行う際に必要に応じて、データ分析を行う(通年)

(3)「子どもの声の分析レポート」として 2025 年次報告書及びダイジェスト版を発行し、配布する (8月発行)

(4)省庁、議員、他団体との連携、協働を図る

- ①CHI・SNS 多方面の子ども支援団体と連携を図る(通年)
- ②2025 年度チャイルドライン支援議員連盟総会・勉強会を開催し、必要な施策について提言する
- ③厚生労働省をはじめ、こども家庭庁など関係省庁と連携する(通年)
- ④内閣府「孤独孤立相談事業」参加団体を実施団体より募り、国との協働事業に参画する

3. ファンド・組織力を強化する 定款(7)

(1)チャイルドライン活動のために、助成金、補助金を資金として位置づけ確保する

(2)実施団体の円滑な運営・承継などのため、支援を行う

- ①各実施団体への支援をエリア幹事と連携し、行っていく(通年)
- ②状況に応じて被災地の実施団体への支援を行う

(3)支援者(団体)を増やし寄付の増収を図る

- ①支援会員の拡大、3,000 円以上の寄付者の拡大に取り組む(通年)

(4)他団体との連携、協働によりファンドツール開発及び普及拡大を図る

- ①寄付型自動販売機の普及(通年)
- ②新規ファンドツールの開発、普及(通年)

(5)ニュースレターを発行(年3回)する

- ①支援者に向けて、子どもの状況、活動を伝えるニュースレターを作成し、継続的なチャイルドラインへの支援を促していく(4月、10月、2月予定)

Ⅲ. これからのチャイルドラインのあり方の検討 定款(5)

チャイルドラインのミッションを実現し、チャイルドラインが持続可能なものとなるために、具体的な理想像(ビジョン)とそこに至るロードマップや行動計画を立て、2026 年度通常総会での議決を目指す

- (1)現在のチャイルドラインの課題や現状を調査し、これからのあり方について研究をおこなう
- (2)チャイルドライン支援センター「中期ビジョン」と「ロードマップ」を作成する
- (3)10 年後の 35 周年を想定し、チャイルドラインのこれからを担う若手を全国の実施団体から募り、オンラインを中心に議論を重ね作成していく

Ⅳ. 「子どもの声が社会を変える事業」特定資産事業 定款(5)

定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業のうち、「(6)全国各地の『チャイルドライン』が受けとめた子どもたちの声を、子どもに関する諸政策、施策、事業に反映させ、もしくは子ども政策・施策の評価・検証に役立てるための意見提言」として、チャイルドライン支援センターが独自データベースに蓄積している子どもの声や子どもの声の事例をもとに、子どもの心理状況や必要な支援についてこれまで以上に分析を深めるための基盤を整備し、学術的にも裏付けのあるものとして社会に発信、啓発、提言していく

- (1)特定資産事業の具体的運営方法、施策、招聘する専門家について検討し、始動する

(参考)定款上の事業

＜定款抜粋＞

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行なう。

- (1)「チャイルドライン」への社会的認識を高めるためのキャンペーン事業
- (2)「チャイルドライン」の理念や運営に関する助言、研修プログラムの提供など、各地の「チャイルドライン」の設立、運営の支援事業
- (3)「チャイルドライン」の運営スタッフや電話の受け手など「チャイルドライン」に携わる人材育成のための研修事業
- (4)各地の「チャイルドライン」のネットワークづくり事業
- (5)「チャイルドライン」の質的確保、内容充実のための国際的視野に立った調査研究および研修プログラムの開発事業
- (6)全国各地の「チャイルドライン」が受けとめた子どもたちの声を、子どもに関する諸政策、施策、事業に反映させ、もしくは子ども政策・施策の評価・検証に役立てるための意見提言
- (7)「チャイルドライン」に対する財政支援など地域社会の協力体制を確立するための社会基盤の開発整備

(参考)2025 年度 事業スケジュール ※通年事業はのぞく

2025 年 4 月	ニュースレター発行①
5 月	「孤独孤立相談ダイヤル」 チャイルドライン支援議員連盟総会・勉強会
6 月	2025 年度通常総会(6 月 14 日)
7 月	でんわ意見交換会
8 月	夏の全国キャンペーン、チャット意見交換会
9 月	エリア会議①
10 月	ニュースレター発行②
11 月	「チャイルドライン月間」全国研修
12 月	運営者意見交換会「孤独孤立相談ダイヤル」
2026 年 1 月	エリア会議②
2 月	ニュースレター発行③
3 月	チャイルドライン支援議員連盟総会・勉強会